知床ヒグマ対策連絡会議等の対応状況

○令和元年度第2回ヒグマ対策連絡会議

- 1. 日 時 令和2年3月26日(木) 13:30~16:40
- 2.場 所 ゆめホール知床 公民館ホール
- 3. 出席機関 環境省、林野庁、北海道、斜里町、羅臼町、標津町、知床財団 (オブザーバー)網走開発建設部
- 4. 結果概要 以下のとおり
- 1) 2020 年度アクションプランの改訂について(資料 8-1, 8-2)

R元年10月以降の主な取り組み内容の報告後、2020年度のヒグマ管理計画・アクションプランの特記事項を事務局等より説明し質疑を行った。

- ・主な意見としてアクションプランの表をより見やすくするべきと意見を頂き次回 WGまでに整理していくこととした。
- ・また、降車抑止キャンペーン等を関係機関連携して実施していくことを確認した。
- ・また、アクションプランの8つの目標とも未達成となることが危惧されることから、 全体的にどういった方法ができるか検討していかなければならない。

2) RT 問題への対応について(資料 8-3 【別紙 1】)

- ・銃猟・わな猟の2つの案を並行して実施することで、羅臼町側の関係機関で詳細を 詰め実施していくことを確認した。
- ・また、国指定鳥獣保護区内での放獣を行う場合、環境省に事前に相談の上、申請する ことが必要となる。

3) 危険事例について (資料 7-1)

- ・ヒグマに関係する危険事例と注意事例の定義づけを行い、概ね了承された。
- ・今後、その定義をもとに過年度分も含めて管理計画の数値の見直し行っていくことを 確認した。
- ・また、注意事例の詳細を記録していき今後の検討資料とする。

4) 道路沿いを中心とする国立公園内のクマ問題について

R1年度からヒグマの追い払いに重点を置いていた対策から、人がヒグマに近づかないようにする情報発信と注意喚起に重点を置く対策に試験的に移行しているが、今年度の実施結果から、危険度は上がっていないので、同様の方法を継続していくことを全体で合意した(資料 8-3【別紙 2】)。

- 5) 市街地における銃器の使用について(資料8-3【別紙3】)
- ・北海道より、警察官職務執行法第4条の適用は現行法上でも周囲の安全を確保した上 で、現場立ち合いの警察官の判断で実施可能と確認した。
- ・また、今後、図上演習など警察官との日頃からの協力関係構築が重要という認識が北 海道より示された。

6) 事故対応緊急マニュアルについて

- ・斜里町版のマニュアル (案) をもとに作成した標津町・羅臼町版のマニュアル (案) を中標津警察署と協議を行い、その協議結果をもとに整理した。
- ・今後、あらためて4月中に中標津警察署と協議を行い、その結果を受けて可能な限り 斜里町版のマニュアル(案)の文言整理を行い連絡会議内で全体共有していく。

7) 幌別川河口釣りガイドラインについて

- ガイドライン(案)の内容説明を行い、全体で承認された。
- ・次年度以降、このガイドラインを基に、現場対応や釣り人に対するルールの啓発等を 実施していく。
- ・また、幌別の釣りを守る会でミニシンポジウムを開催予定との情報提供があった。

○その他関連事項

ヒグマ対策連絡会議の検討事項ではないが、ヒグマとの軋轢回避に資する取り組み (カーフリープロジェクト) が、カムイワッカ部会及びカムイワッカ地区自動車利用適正化対策連絡会議で検討されている(資料 8-3【別紙 4】)。

2020年度 羅臼町ヒグマに負けない地域づくり計画

2020.5.21羅臼町

	稚口町して	× 1.	- 貝りない地域づくり計画	
			対策	内容
	/ >	1	住民主体の草刈りイベント	ヒグマが潜むことができる草藪を地域から減らす目的
	住足	_		で、草刈りを実施する(別添)。
住	民	2	 ヒグマとゴミ問題に関する情報発信	ヒグマを地域に寄せ付けない目的で、ゴミの管理の徹
民	に			底を周知する。
٤	よっ	2	ヒグマとの事故防止の学習	町内のヒグマの出没状況や事故防止の対策について、
の	る 予	3	こグマとの事成別正の子首	知る機会を継続的に作り出す。
協		4		ヒグマによる飼い犬被害を防ぐ目的で、具体的な予防策を
働	防	4	飼い犬被害防止の注意喚起	広報する。
で				羅臼町で最も人口密度が高い地域を電気柵で囲い、ヒグマ
予	田 _丁	1	中心市街地電気柵の強化	の侵入防止を目指す。電気柵はefmosで遠隔監視し、適切な
防 策	ш (С			電圧を維持する。
を	よ			落石防護柵などの物理的な障壁が全くない3か所(キキリベ
徹	る る	2	キキリベツ以北の電気柵の効率化	ツ、ルサ、昆布浜)を最優先に管理する。
底	予			【※出没実態を勘案しながら調整判断】
	防			 過去にヒグマとのトラブルが発生した水産加工場にて、新
	1691	3	水産加工場の電気柵普及	たな被害を防ぐ目的で、電気柵を活用・普及する。
	問			過去に「飼い犬被害に関与したヒグマ」が訪問した場
科	題			所に、通信式自動撮影カメラを設置し監視する。ヒグ
学	L L		通信式自動撮影カメラによる監視(5台)	マの出現が確認されしだい、現地調査を行い、採取し
的	グ			た糞などからDNA分析を行って「飼い犬被害に関与し
手	マ			たヒグマ」の出現を確認する。
法	の		 エサ誘引型へアトラップ+自動撮影カメラに	飼い犬被害が発生した地域にて、エサ誘引式ヘアト
で	出	2	よる監視	ラップを設置し、採取した体毛からDNA分析を行い、
問	現			「飼い犬被害に関与したヒグマ」の出現を確認する。
題	確		 知床半島全域へアトラップによる監視(総合	知床半島全域に一定間隔で設置したヘアトラップによ
個 体	認	3	研究推進費)	り、広域において「飼い犬被害に関与したヒグマ」の
14 ⁴ を				出現を確認する。
特	追			
定	ا +/	4	威嚇・追い払い	問題個体以外の危険性が低い出没は追い払いを行う。
	払い			
	V .	· ·		 通常のヒグマの出没時に、「飼い犬被害に関与したヒ
		1	 銃捕獲	グマ」の可能性がある個体のみ銃による捕獲を実施す
		1	別に対	る。
		<u>——</u>		過去に飼い犬被害が発生した地域にて、ヒグマの誘引
問	銃			効果が高いエサを用いたヘアトラップによって出現個
題 個	捕	2	銃捕獲+エサ誘引式ヘアトラップ	体を識別しながら、「飼い犬被害に関与したヒグマ」
体	獲			の可能性がある個体を確認ししだい、銃捕獲する。
は				海岸に漂着した海獣死体を通信式自動撮影カメラで監
確				視し、「飼い犬被害に関与したヒグマ」の可能性があ
率		3	銃捕獲+海獣死体誘引	る個体を確認ししだい、銃捕獲する。
o O				※立ち入り者がいない場所であることが前提。
高				「飼い犬被害に関与したヒグマ」が捕まった場合は捕
U.		1	 わな捕獲(ドラム缶タイプ) + 奥山放獣	殺。それ以外の個体は移動放獣を検討。
手				【検討の結果:断念】
法	h			「飼い犬被害のに関与したヒグマ」の出現が確実な場
で	な			合のみ、オリを稼働させる。対象個体が夜間のみ出現
捕	捕			する状況など、必要性があれば稼働する。捕獲した個
獲	獲	2	 わな捕獲(鉄格子タイプ)	体はすべて捕殺となる。
				※鉄格子タイプのわなは、捕獲個体の歯や爪が傷付き
				野生復帰できなくなるため、一定の条件が揃わなけれ
			<u>l</u>	ば使用しない前提。

地域住民主体の草刈りイベント

1. 目的

令和元年度はヒグマの出没が過去2番目に多い340件となり、危険な事例も発生した。行政や知床財団による予防策としての電気柵の維持管理、ヒグマ出没時における追払いや有害捕獲では限界の状態となっている。そこで、広域にできる予防策として知床財団の蓄積データや地域住民が懸念する場所を基に、地域住民主体の草刈りイベントを令和2年5月28日(木)~7月1日(水)に実施した。草刈りイベントを通じて、世界自然遺産地域としてヒグマと共存するために、地域住民に向けてヒグマが出没しにくい環境づくりを意識付けすることで、危険な行為を抑制することを期待した。

2. 実施結果

10町内会で実施し、延べ参加人数は176人となった。さらに、地域貢献として羅臼町内の建設業者4社、町外からも3社にもご協力いただいた。また、報道機関にも合計3社から取り上げていただき、【ヒグマと共存するための羅臼町の取り組み】について町内外への周知に努めた。

※草刈りイベントは、ダイキン工業株式会社の寄付金を用いて実施。

3. 今後について

実施初年度であるが、羅臼町の半分以上の町内会が草刈りイベントを実施したことから、町民のヒグマ出没に対する関心は強まっていることが窺える。実際に労力を提供していただいた参加者は、全町民の3%にのぼる。また、報道機関にも取り上げていただき、町民の意識はさらに強くなったと考える。来年度以降も草刈りを実施することで、【ヒグマと共存するための羅臼町の取り組み】を強化していく。

また、草刈りを実施した場所におけるヒグマの出没をモニタリングすることで、草刈りの効果を確認して、町民に周知することで参加者の増加を図りながら、地域住民が自らヒグマが出没しにくい環境づくりをする町として見本となるように努める。





写真1. 実施風景写真(左:八木浜町、右:松法町)

2020 年度 特定管理地(公園内車道沿線) における ヒグマ出没時の対応方針の試験的変更について 速報

知床財団

●対応方針の変更について

昨年(2019年度)に特定管理地(公園内車道沿線)のヒグマ対策活動の対応方針を、 ヒグマを人から離す「追い払い」に重点を置いた対策から、人がヒグマに近づかないよ うにする「情報発信と注意喚起」に重点を置く対策へ試験的に移行した。

・旧対応方針と試験的に実施している新しい対応方針の違い

旧対応方針:

銃を使用した強度(視界から消えるまで)の追い払い+利用者への注意喚起(車中への退避等)

試験的に実施している新しい対応方針:

利用者への注意喚起+必要最小限の追い払い(路上や車の至近から移動させるなど)(+事前の情報提供)

※行動段階2や3のヒグマについては、これまでと変わらず知床半島ヒグマ管理計画 に記載されているとおり基本的に捕獲を実施。

●ヒグマの出没状況

- ・2020年のヒグマ目撃件数は前年(2019年)より少ない状況が続いている(図1)。
- ・例年と比較して利用者の数が少ない状況もあり、目撃件数も減少傾向。
- ・斜里側でのヒグマ対応件数は6月末時点で131件あった。

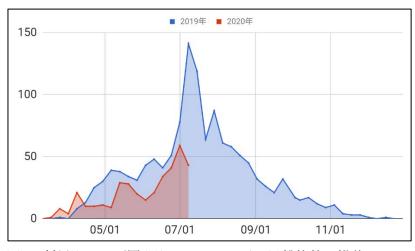


図 1. 斜里町および羅臼町におけるヒグマ目撃件数の推移 ※2020 年は 7 月 11 日時点まで

●利用者の問題行動に起因する危険事例の発生件数の比較

国立公園内の斜里側における、人の問題行動に起因する危険事例を①現場に到着する前に発生していた危険事例、②対策員が現場に到着したあとに発生した危険事例に分類して集計した。

- ・2020年は、①が5件発生、②は発生しなかった。
- ・人の問題行動に起因する危険事例が発生した場所はすべて幌別-岩尾別地区であった
- ・対応方針の変更の前後で、②の発生件数に大きな変化は無し。

表 1.危険事例の発生件数

分類	2018年	2019 年	2020年
1	6	15	5
2	2	1	0

※2020年は6月末までの集計

北海道環境生活部環境局自然環境課

銃器の使用に関する警察等との調整状況等について

- 道では近年、昨今のヒグマの市街地等への出没の増加を受け、道警保安課と協議 や情報の共有を行い、特に平成24年4月12日発出の「熊等が住宅地に現れ、人 の生命・身体に危険が生じた場合の対応における警察官職務執行法第4条第1項の 適用について」の通達について、次のとおり確認している。また、出没時の対応に ついて各警察署には、振興局、市町村等から予め協議をお願いすることもあり、 その際の協力を依頼している。
- 夜間や住宅集合地域等に出没したヒグマの対応など、鳥獣保護管理法の適用ができない場合は、「あらかじめ周囲の安全を確保した上で、」警職法第4条第1項を適用することも可能。
- 当該通達については、道警保安課長から、全道の警察署(生活安全課又は刑事生活安全課)に通知されており、H30には、道の「ヒグマ出没時対応方針」も併せて送付され、改めて周知が図られている。
- 保安課では、現地の警察官が一人で判断できない場合でも、無線で本署に連絡することで組織として判断することができるとしている。
- 警職法の実際の適用に関しては、個々の状況に応じて判断されるものであり、他 県においても具体的な適用手順を定めている例はない。
- 各地域においては、ヒグマ出没時の対応方針の3(2)及び5に基づき、市街地 や夜間に出没した場合など鳥獣保護管理法第9条の捕獲許可では対応できない場合 における警職法の運用について、平時より具体的な事例も想定し、市町村、警察、 振興局の三者で、必要に応じて協議を行い、連携して対応していただくこととして いる。

資料8-3【別紙4】

<u>カーフリープロジェクト知床(案)</u>

Car Free Project Shiretoko

Concept

<u>知床本来の魅力を楽しむ観光デザイン</u>

シャトルバスを活用した野生動物観光の提案による 世界遺産ならではの質の高い観光コンテンツ作りを 目指す

アフターコロナの観光利用のモデルづくり

マイカー規制による利用のコントロールから、移動 そのものを魅力あるツアーコンテンツの一部とする 事業モデルへの転換を図る

地域の事業者等支援

• 新型コロナウイルスにより大きく影響を受けている 地域事業者と連携して事業を実施する











結果的に

地域の雇用確保、混雑対策、ヒグマと人の軋轢防止、自然環境の保全に

8月

従来通りのマイカー規制

【期 間】8月9日~15日(7日間)

【規制区間】知床五湖ゲート~カムイワッカ (終日)

【代替交通】シャトルバス:ウトロ〜自然センター〜五湖〜カムイワッカ (一部斜里バスターミナルからの路線バスが接続)

【運 賃】有料(ただし減免措置あり)

マイカー規制実施 硫黄山登山口 知床自然センター 知床五湖 カムイワッカ ウトロ温泉 岩尾別 湯の滝 バスターミナル ホテル地の涯 シャトルバス 羅臼岳登山口 乗り替え 知床峠へ↓

• 知床五湖まではマイカーでの通行も可能

て行う

• 通常のマイカー規制時と同様の運用を期間短縮し

10月

カーフリーデー in 知床

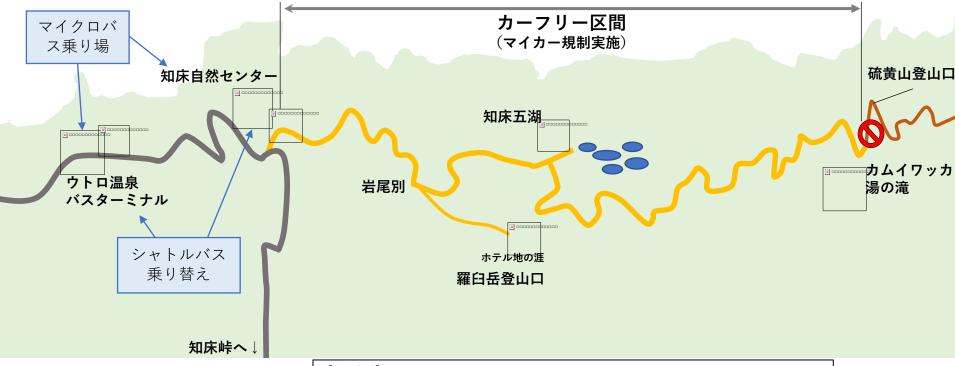
- 間】10月2日~4日(3日間)
- 【規制区間】ホロベツゲート~カムイワッカ、岩尾別温泉道路

【代替交通】

シャトルバス:ウトロ~自然センター~知床五湖~カムイワッカ

宿泊者・登山者向けマイクロバス:ウトロ~自然センター~岩尾別~岩尾別温泉

賃 】シャトルバス・マイクロバスともに **無料**



【除外車面】

[ホロベツ~五湖] バス/観光バス等/タクシー/徒歩/自転車/許可車両/身体障碍者手帳等の所持者の車両 [五湖〜カムイワッカ] 徒歩/自転車/許可車両

• バスの運行とアクティビティの提案を組み合

• イベント実施のため、自然センター以奥のマ

わせた誘客イベントを実施する

イカーの乗り入れを規制する

カーフリーデー in 知床(仮)

- 知床本来の自然を体験
- 規制ではなくサービスへ
- クマとビジターの軋轢緩和
- 多様なアクティビティが活発に行えるフィールドに

カーフリーデーとは?

「ヨーロッパを中心に毎年9月22日に行われる「カーフリーデー」という社会的イベント。この日、街の中心部では、マイカーを使う代わりに公共交通機関・徒歩・自転車などによって人々は移動する。また、都市の交通・環境問題に関するシンポジウムや展示会が行われる。市民が交通や環境について考える一日となっている。」(国土交通省HPより)また、「カーフリーデーまでの1週間は「モビリティウィーク」と定められており、自転車や公共交通機関の利用、地域環境の改善をテーマにした催しが行われる。」(環境用語集より)

エコモビリティについて

日本でも各地で行われているほか、自治体や地域では、車以外の移動手段に公共機関だけでなく電動Carタクシーや自転車、e-bike、カヌー、ハイキングなどを活用するエコモビリティに関する取り組みが広がっている(道北、札幌、黒松内町など)。また、グリーンツーリズムの分野ではガソリン車の乗り入れを禁止し、リモートリゾートとして価値を高める取り組みも行われている(イギリス、スイス、ドイツ他)。



シャトルバス運行

	8月	10月
運行形態※1	道路運送法に基づく 一般乗合旅客自動車運送事業	運行形態検討中
運賃	認可運賃の範囲で検討 (減免措置を検討)	無料
乗車券の販売拠点	斜里バスターミナル ウトロ温泉バスターミナル 知床自然センター ホテル地の涯	
運行時間	20分間隔で運行 ウトロ始発: 8:30 ウトロ終着: 18:20	15~20分間隔で運行

※1.シャトルバスの一部は既存の路線バス[知床線]で代替する

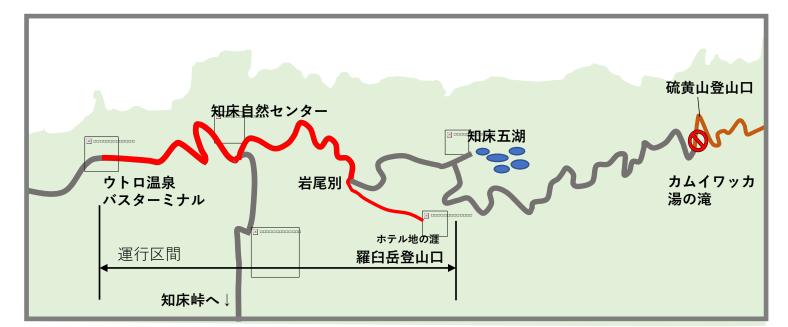
登山者・宿泊者向け代替輸送

- 岩尾別地区のホテル、山小屋宿泊者、登山者向けの代替輸送を実施
- スケジュールと区間、車両サイズを検討し、運行する

	8月	10月
運行形態※1	なし (マイカーでのアクセスが可能)	マイクロバスを運行 運行形態検討中
運賃	_	無償

※1.代替輸送の運行は協議会から委託する。

【運行区間】※運行時間については宿泊施設、ガイド、地元山岳会等と協議の上決定



コロナウィルス対策

『バス・タクシー業界における感染防止対策ガイドライン(第1版)』に基づき実施する

- シャトルバスは間隔をあけての着席を促す。
- 定期的に消毒、清拭を行う。
- 換気(カムイワッカ区間は設備による換気)を行う。
- 乗車中はマスクの着用を呼びかける。(運転手はマスク着用)
- 発券施設・待合所でのウィルス対策を検討する。
- 第2波による社会情勢の変化があった場合は事業を中止する。

<参考例>

